

令和7年度 生徒指導規程



府中町立府中中央小学校

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中中央小学校の学校教育目標を達成し、児童が、安全で安心して学校生活を送るために定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装等

1 服装

- 通学服は、動きやすい服装とする。
(ミニスカート・ロングスカートは慎む)
- ※ 入学式・始業式・終業式・卒業式等の儀式や修学旅行・社会見学等の学校行事では、華美なものではなく、その場にふさわしい色や服を着用する。
- ポケットに手を入れず、袖口から出す。
- 脱いだ服を体に巻かない。

2 名札

- 学校指定の名札を胸の部分に着用し、忘れた場合は、必ず担任に伝える。

3 体操服

- 原則、学校指定の体操服と体育用帽子(ゴムひもつき)を着用し、服の前面には名字を記入する。
- インナーが半袖の袖口から出てはいけない。
- タイツや膝より上のくつ下を履いてはいけない。
- 寒い時期は、長袖の体操服を着てもよい。また、ウォーミングアップ時のトレーナーの着用を認めることとする。ただし、トレーナーは、フードやボタン、ファスナーがなく、華美でないものとする。

4 通学靴

- 運動しやすい靴とし(ひも靴も可)、華美なものは不可。
- 靴のかかとはふまない。

5 上履き(シューズ)

- 校舎内・体育館共用で、男女とも、白布製のシューズを使用する。
(つま先部分のゴムの色は白とする。)

- 上履きのかかとはふまない。

6 帽子

- 着用する場合は、本来の役目を果たし華美でないものとする。

7 防寒具

- 帽子・手袋・ネックウォーマー・外上着・マフラー耳あてなどは、登下校中のみの着用とする。
- 校舎内では、ダウンジャケットなどの防寒具は身につけない。
- 上着のフードは周りの音が聞こえず危険なので身につけない。
- 使い捨てカイロは原則持てこない。

※ただし、体調不良等で、カイロを持参する場合は、担任にそのことを伝える。

第3条 髪型

- カチューシャや大きな飾りのあるピン・髪ゴムはしない。髪が長い場合は、学習の妨げにならないようゴムで結ぶ。
(ゴムやピンの色は、黒・茶・紺とする。)

第4条 持ち物

1 かばん

- かばんは、ランドセルを使用する。

2 筆記用具 ※筆箱…1~3年は箱型を使う。

- 筆箱には基本的に次のものを入れておく。

①鉛筆5本程度

(鉛筆はB・2Bとし、シャーペンは不可)

②消しゴム(実用に適したもの)

③赤と青鉛筆(学年により赤ボールペン可)

④名前ペン

⑤ものさし

3 防犯ブザー

- 防犯ブザー・ふえなどの危険を知らせる物を携帯

することとする。

4 傘

- ・ 傘は持ってきた日に、必ず持ち帰る。置き傘は、教室に置くことを許可する。

5 携帯電話

- ・ 携帯電話は原則禁止する。(特別な事情があれば、協議する。)

6 その他

- ・ 全ての持ち物には必ず記名する。
- ・ 学校に、勉強に使う物以外は持ってこない。
- ・ ランドセルや筆箱、持ち物にキー・ホルダーなどの飾りはつけない。
- ・ 学習にふさわしい用具を準備する。
- ・ 学校保管を許可された学習用具以外は毎日持ち帰る。

第5条 校内での過ごし方について

1 授業

- ・ チャイムの合図を守る。
- ・ 授業の始まり・終わりは号令に従って学年に応じた内容のあいさつをする。
- ・ 返事・言葉遣いに気をつけ、人を傷つける言葉を言わない。
- ・ 学校の学習用具は、大切に使用し責任を持って返却する。
- ・ 筆(水彩・習字など)、すずり、パレットの汚れは家で洗う。

2 休憩時間

- ・ 廊下・階段・教室内を走ったり跳んだりしない。廊下や階段は、「静かに」「右側を」「歩いて」移動する。
- ・ 遊びの決まりを守って遊ぶ。
- ・ 駐車場・児童玄関周辺では遊ばない。
- ・ 休憩時間、体育館での遊びは不可。
- ・ 探究の森での、おに遊びやボール遊びは不可。
- ・ 他の教室や特別教室に勝手に入らない。
- ・ 雨の日は、室内で過ごす。
- ・ 図書室は、大声を出したり、走ったりせず、マナーを守って利用する。
- ・ 学校の施設や道具、草木や樹木を大切にする。
- ・ 校庭にある木に登って遊ばない。
- ・ トイレは休憩中に済ませておく。

3 職員室への入退室

- ・ 入室する際、荷物は職員室入口付近に整頓して置く。
- ・ 決められた入口から、所属、名前、用件、相手をはつきり言い、帽子をとって入室する。

4 給食

- ・ 給食当番はエプロン・マスクを着用するとともに、衛生面に注意して準備を行う。
- ・ 当番以外の児童は、教室内で静かに席に座って待つ。
- ・ 好き嫌いをせず、残さず食べるようとする。

5 掃除

- ・ 次の4点を意識して取り組む。
①黙ってする。
②すばやく取りかかる。
③時間いっぱいする。
④きちんと片付ける。
- ・ 掃除道具は、丁寧に使用する。

6 靴箱利用

- ・ つま先を奥にし、靴はかかとを靴箱の端に揃える。

第6条 登下校・欠席・遅刻・早退・外出等

1 登校

- ・ 8時15分からの学習に間に合うように登校する。(7時45分に児童玄関を開錠する。)
- ・ 学校に来たら、教師の許可なく校外には出ない。(忘れ物も取りに帰らない。)

2 下校

- ・ 下校時刻を守って下校する。
- ・ 学校を出た後、そのまま遊びに行かない。
- ・ 下校後、校舎内に入る場合は、職員室で要件を伝えながら入る。
※ 登下校は決められた通学路を通り、西門・東門からの出入りはしない。

3 欠席する場合

- ・ 8時5分までに保護者がコドモンで欠席理由を連絡する。(8時5分以降は電話で連絡する。)

4 遅刻する場合

- ・ 8時5分までに保護者がコドモンで遅刻の理由を連絡する。(8時5分以降は電話で連絡する。)
- ・ 保護者が児童を学校まで送り届ける。

5 早退する場合

- ・ 必要に応じて、保護者が早退の理由・時刻・迎えに来る人を学校に連絡する。原則、教室や保健室まで迎えに来る。

第3章 校外での生活に関するこ

第7条 校外生活

1 交通安全

- ・ 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方をする。(道路で遊ばない。)
- ・ 道路を歩く時は歩道を歩き、急な飛び出しをしない。
- ・ 自転車の二人乗りやスピードの出し過ぎ、並んでの運転、片手運転、傘さし、無灯火などの危険な運転をしない。
- ・ ヘルメットの着用を心がける。
- ・ 1・2年生(3年生は交通安全指導を実施するまでは、児童だけで自転車に乗らない。

2 危険箇所への出入り

- ・ 駐車場、道路や線路・川・池・空き地・がけ・工事現場等、進入禁止や危険な場所では遊ばない。
- ・ 人気のない場所では遊ばない。

3 公共施設の利用

- ・ 南交流センター2階バンビーズ、くすのきプラザ図書館、北交流センター2階ハッピーズ、公園などの公共施設では、決まりやマナーを守って利用する。
- ・ くすのきプラザ図書館、北交流センター2階ハッピーズは1~3年生は保護者と一緒に利用する。
- ・ 南交流センター2階バンビーズは、児童だけで利用してもよい。1・2年生は歩いて行く。3~6年生は、自転車で行ってもよい。ただし、3年生は、交通安全教室を受講し終わってからとする。

4 帰宅時間

- ・ 夏季(4月から9月は、午後6時)
- ・ 冬季(10月から3月は、午後5時)

5 外出

- ・ 行き先や帰る予定時刻等を家族に伝えてから出かける。
- ・ 夜間外出は、保護者同伴とする。
- ・ 児童だけで校区外に遊びに行かない。
- ・ 地域の人・先生・友達と気持ちのよいあいさつをする。

6 店舗および娯楽施設への入店

- ・ 保護者の許可なく、児童だけでスーパーマーケットやコンビニエンスストアに入店しない。
- ・ ゲームセンターやカラオケ等の娯楽施設や、飲食店に児童だけで入店しない。

7 金品の貸し借り

- ・ 人におごったりおごられたりしない。
- ・ お金やものを強要しない。
- ・ 金品の貸し借り、売り買い等をしない。

8 遊び方

- ・ 危険な遊び(火遊び・川遊び・エアガンの使用等)をしない。
- ・ 川や池で遊ぶ際は保護者同伴とする。
- ・ 公園では、ボールは使用せず、ルールを守り安全に気をつけて遊ぶ。
- ・ 学校敷地内では、自転車に乗らない。
- ・ 学校敷地内では、お菓子を食べたり、ジュースを飲んだり、ごみを捨てたりしない。
- ・ 学校敷地内では、ゲーム機やカードゲームをもってきて遊ばない。
- ・ 学校の運動場で金属バット・木のバットや硬いボールを使った野球をしない。
- ・ 放課後は、学校の体育用具(ボール、フラフープ、一輪車、竹馬など)は使わない。

9 不審者・不審電話への対応

- ・ 知らない人にはについて行かない。
- ・ 何かあったら、大声で近くの人に知らせるか「子ども110番の家」に助けを求める。
- ・ 知らない人から電話がかかってきても対応しない。住所・電話番号は絶対に言わない。

10 インターネットの利用

- ・ インターネットやメール、SNS、オンラインゲーム等を利用しての通信は、家庭の約束を守って行う。

第4章 特別な指導に関するこ

児童が決まりを守れなかった場合等は、状況に応じて教育活動とは異なる「特別な指導」を行う。「なぜ、そうなってしまったのか。」「どんなところが問題であったのか。」「今後どのような行動をすれば、そのようなことが防げるのか。」等の振り返りをしっかりと行い、より良い学校生活が送れるよう支援することが目的である。

また、「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後、よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

第8条 問題行動への特別な指導

問題を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度・常習性も配慮して指導を行う。

1 問題行動

触法行為、いじめ、暴言、授業妨害、不要物持参等の事例が発生した場合は、状況に応じて保護者に来校してもらったり速やかに警察等の関連機関と連携を図ったりする。

2 指導

問題行動	指導内容	備考
<u>不要物</u>	<ul style="list-style-type: none">・その場で指導・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）	<ul style="list-style-type: none">・不要物は一時預かり後、保護者へ連絡した上で返却、2回目は保護者へ連絡し、学期末に保護者へ返却する。
<u>授業妨害</u>	<ul style="list-style-type: none">・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）	
<u>暴言</u>	<ul style="list-style-type: none">・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）	
<u>いじめ</u>	<ul style="list-style-type: none">◎被害児童の心のケアを第一優先とする。・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）・謝罪・継続指導	<ul style="list-style-type: none">・必ず複数教員で対応・保護者連携（面談及び謝罪）を原則とする。
<u>法に触れる行為</u> ・万引き、窃盗 ・喫煙 ・飲酒 ・器物損壊（故意） ・暴力行為 ・深夜徘徊 ・その他（火遊び等）	<ul style="list-style-type: none">・個別指導（事実確認及び説諭、反省文）・学校面談・謝罪・継続指導	<ul style="list-style-type: none">・触法行為については、警察連携を原則とする。

